

令和6年度在宅療養支援診療所等調査票

● 回答の方法 ●

回答期限：令和6年8月30日（金）

（オンラインで回答される場合）

右のQRコード、もしくは福岡県ホームページ※から、回答ページに移動してください。※「福岡県 在支診調査」で検索

（紙で回答される場合）

本調査票に記入の上、同封の返信用封筒に入れて返送ください。

回答用 QR コード



● 調査概要 ●

○ 趣旨

本調査は、本県の在宅医療に係る現状と課題を把握するために、地域医療の担い手である在宅療養支援診療所・病院・在宅時医学総合管理料および施設入居時等医学総合管理料届出施設に対し平成24年度より毎年調査を実施しており、本年度も同様の調査を行うことといたしました。本調査は、医療法第30条の5の規定に基づいた調査で、本県の保健医療計画や在宅医療の推進、災害対策等に反映させることを目的としたもので大変重要な調査です。県が調査を実施する上で、公益社団法人福岡県医師会から周知等の協力をいただいています。ご多忙のこととは存じますが、趣旨をご理解の上、調査へのご協力をお願い申し上げます。

〈医療法第30条の5〉

都道府県は、医療計画を作成し、又は医療計画に基づく事業を実施するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署、介護保険法第7条第7項に規定する医療保険者又は医療提供施設の開設者若しくは管理者に対し、当該都道府県の区域内における医療提供施設の機能に関する情報その他の必要な情報の提供を求めることができる。

○ 調査実施機関

福岡県、公益社団法人福岡県医師会

○ 調査対象医療機関

福岡県内の在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料および施設入居時等医学総合管理料届出施設

○ 送付資料

「在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院・在宅時医学総合管理料および施設入居時等医学総合管理料届出施設 調査票」の1種類

○ 回答期限・方法

令和6年8月30日（金）までに、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

○ 調査結果の公表

この調査に基づいて作成された集計結果は、福岡県ホームページ等で公表することがあります。ただし、個別の医療機関の回答内容を公表することはありません。

※市町村及び郡市区医師会等の関係機関から依頼があった場合、必要に応じて個別の医療機関の回答内容を情報提供することがあります。（市町村及び郡市区医師会等の関係機関から個別の医療機関の回答内容を公表することはありません。）

【本調査票全体における用語の定義】

- ・「A.自宅」とは、持ち家や賃貸住宅等いわゆる自宅を指します。
- ・「B.高齢者向け住居等」とは、有料老人ホーム、グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）など、高齢者向け施設を指します。なお、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅のうち、一定の水準を満たし、都道府県の指定を受けているもの）も含まれます。

問1についての注釈

→⑤の注釈（主たる診療科）

- ・主たる診療科目を1つ選び、番号で記入してください。

- 診療科目が複数ある場合には、①科目別患者数が多いもの、②院長・科長または常勤医師の主たる専門科目、③院長・科長が主たる診療科目と考えるものの順で判断し、1つの診療科名に絞って記入してください。
- 麻酔科については、当該診療に従事する医師が厚生労働大臣の許可を得ており、主たる診療科と判断される場合にのみ記入してください。

01 内科	02 精神科	03 神経科	04 神経内科
05 呼吸器科	06 消化器科	07 胃腸科	08 循環器科
09 小児科	10 外科	11 整形外科	12 形成外科
13 美容外科	14 脳神経外科	15 呼吸器外科	16 心臓血管外科
17 小児外科	18 皮膚泌尿器科	19 皮膚科	20 泌尿器科
21 性病科	22 肛門科	23 産婦人科	24 産科
25 婦人科	26 眼科	27 耳鼻咽喉科	28 気管食道科
30 放射線科	31 麻酔科	33 心療内科	34 アレルギー科
35 リウマチ科	36 リハビリテーション科	37 その他の診療科（3ページの回答欄に、直接科目名を記入してください）	

問2についての注釈

→①の注釈（対象患者数）

- ・令和6年7月の1か月間に訪問診療を行った対象患者数（実患者数）を記入してください。
- ・「在宅患者訪問診療料（Ⅰ）」とは、有料老人ホーム等に併設される医療機関以外の医療機関による訪問診療を指します。
- ・「在宅患者訪問診療料1」とは、貴医療機関の主治医が行う訪問診療を指します。
- ・「在宅患者訪問診療料2」とは、他の医療機関の求めに応じ、当該他の医療機関の主治医から紹介された患者に対して行う訪問診療を指します。
- ・「在宅患者訪問診療料（Ⅱ）」とは、有料老人ホーム等に併設される医療機関による訪問診療を指します。
- ・対象患者数が0人の場合は「0」人と記入し、問2③の設問にお進みください。
- ・診療計画に伴う訪問診療（定期的・計画的に患家を訪問するもの）を行った実患者数を記入してください。訪問診療は行わず、往診のみ行っている患者は含みません。
- ・施設の嘱託医として当該施設入居者に行う診療は含みません。

問3についての注釈

→①の注釈（在宅看取り患者数）

- ・令和5年4月から令和6年3月末までの1年間の在宅看取り患者の合計数を記入してください。
- ・「在宅患者訪問診療料 在宅ターミナルケア加算」の算定件数は、在宅訪問診療料（Ⅰ）および（Ⅱ）の在宅ターミナルケア加算算定件数を合算したものを記入してください。

問4についての注釈

- 医師の働き方改革…2024年4月の法改正により、医師の時間外労働時間の上限規制と健康確保措置が図られました。詳しくは、厚生労働省のホームページ（右の2次元コードからリンク先にアクセスできます。）をご覧ください。

厚労省 HP



問1 貴診療所・貴病院についてお伺いします。※7月1日時点での状況をご記入ください。

※7月1日現在、在宅医療を行う体制を取っておらず、今後も在宅医療を行う体制を取る予定がない場合は、下記にチェック(☑)をつけ、同封している返信用封筒でご返送ください。

☐ 現在、在宅医療を行う体制を取っておらず、今後も在宅医療を行う体制を取る予定はない。

上記に該当しない(在宅医療を行っている又は行う予定がある)場合、以下についてご回答をお願いいたします。

①医療機関名 _____ ②類型(診療所・病院)

③記入者氏名 _____

④電話番号 _____ FAX番号 _____

⑤主たる診療科(※2ページの注釈を参照し、番号を記入してください。)

↑※複数該当する場合は、主なもの3つまで

⑥在宅医療に従事する医師数

(注意事項)

- ・診療所においては、開設者本人も含めた人数を記入してください。
- ・病院においては、在宅医療(訪問診療や住診等)に対応している医師数を記入してください。
- ・非常勤の医師数については、常勤換算値(常勤医師の勤務時間に対する比率で換算した数値)も記入してください。

		a. 29 歳 以下	b. 30 歳 ～39 歳	c. 40 歳 ～49 歳	d. 50 歳 ～59 歳	e. 60 歳 ～69 歳	f. 70 歳 以上	計
実人数	常勤数	人	人	人	人	人	人	人
	非常勤数	人	人	人	人	人	人	人

非常勤数の合計人数を
常勤換算し、小数点
第1位までを記入

→ . 人

非常勤医師の常勤換算値

問2 令和6年7月の1か月間の訪問診療の対象患者についてお伺いします。

①令和6年7月の1か月間に診療報酬による訪問診療の算定を行った対象患者数(実患者数)※算定回数ではありません。

※2ページ注釈を参照

→対象患者数が0人の場合は「0」人と記入し、問3の設問にお進みください。

在宅患者訪問診療料(I)	在宅患者訪問診療料1	人	合計
	在宅患者訪問診療料2	人	
在宅患者訪問診療料(II)		人	人

②問2①で回答した対象患者の居所※A～Cの説明は、2ページ用語の定義を参照

A. 自宅	人	合計
B. 高齢者向け住居等	人	
C. 特別養護老人ホーム	人	人

※複数該当する場合は、主とする方を記入し、A～Cの合計を、問2①で回答した「対象患者数」と一致させてください。

③問2①で回答した訪問診療患者のうち、19歳以下の総患者数

a. 0～4歳	人	a. ～d. 合計 _____人
b. 5～9歳	人	
c. 10～14歳	人	
d. 15～19歳	人	
e. 19歳以下から医療的ケアを受けており、成人期（20歳～）以降も引き続き医療的ケアを受けている訪問診療患者数〔移行期患者数〕		□ ある（_____人）、 □ なし

問3 令和5年度の在宅看取り（施設看取りを含む）患者数等についてお伺いします。

①在宅看取り（施設看取りを含む）患者数

※2ページ 注釈を参照

この設問は、令和5年4月から令和6年3月末日までの1年間（12ヶ月）の合計で回答してください。

当該期間の在宅看取り総患者数	人
（うち）「在宅患者訪問診療料在宅ターミナルケア加算」の算定件数	件

②上記の在宅看取り総患者数のうち、看取った場所をお答えください。

※A～Cの説明は、2ページ用語の定義を参照

A. 自宅	人	合計 _____人
B. 高齢者向け住居等	人	
C. 特別養護老人ホーム	人	

※A～Cの合計を、上記で回答した「当該期間の在宅看取り総患者数（人）」と一致させてください。

③在宅人工呼吸器使用患者（※）の人数をお答えください。

※令和6年7月1日時点で、訪問している患者のうち、「(1)気管切開による人工呼吸器を使用している患者」又は「(2)24時間鼻マスクを使用している患者」（移行期患者の定義は、問2-③-選択肢eに同じ）

(1) の患者数（気管切開）	人	(2)の患者数（24時間鼻マスク）	人
(1)のうち19歳以下の患者数	人	(2)のうち19歳以下の患者数	人
(1)のうち移行期患者数	人	(2)のうち移行期患者数	人

問4 令和6年4月の医師の働き方改革施行に伴う影響についてお伺いします。

①医師の働き方改革施行による自院の在宅医療体制（該当する番号に○をつけ、その理由をお答えください。）

1. 拡大 2. 維持 3. 縮小 4. その他（_____）
その理由（_____）

②医師の働き方改革施行による後方支援病院等への搬送（該当する番号に○をつけ、その理由をお答えください。）

1. 容易になった 2. やや容易になった 3. これまで通り 4. やや困難になった 5. 困難になった
6. その他（_____）
その理由（_____）

その他

在宅医療を今後さらに推進していくための課題は何ですか。別紙の選択項目から、選んでご回答ください。また、選択項目にないご意見等ございましたら、その下の自由記載欄にご記載ください。

別紙の選択項目より アルファベットを記載→	（複数回答可）
（自由記述）	

～調査は以上です。回答は同封している返送用封筒でご返送ください。

お忙しい中、御協力いただき誠にありがとうございました。～

(別紙)

その他 在宅医療の課題

(選 択 項 目 一 覧)

分類	選 択 項 目
人材確保	A. 医師の確保 B. 看護師の確保
技術的支援	C. 在宅医療に関する専門的な知識を得るための研修等を受ける機会の確保 D. 在宅医療に関連する他職種への情報共有を目的とした研修等を受ける機会の確保 E. 在宅看取りを行う医療機関の確保に向けた研修を受ける機会の確保
緊急時・災害時・夜間などへの対応	F. 24時間対応体制を維持するための連携医療機関の確保 G. 緊急時の入院体制（後方支援ベッド）の確保 H. 夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行う医療機関の確保 I. 人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等、災害時等にも適切な医療を提供するための支援を行う医療機関の確保 J. 災害時における業務継続計画（BCP）の策定を支援する医療機関の確保
同職種・多職種の連携	K. 病院や診療所との在宅療養患者に関する情報の共有 L. 連携する訪問看護ステーションの確保 M. 居宅介護サービス事業所との在宅療養患者に関する情報の共有 N. 口腔の管理を行う関係職種間での連携 O. リハビリテーションを行う関係職種間での連携 P. 栄養管理を行う関係職種間での連携 Q. 無菌製剤を扱うことが出来る保険薬局との連携の確保 R. 救急搬送時に係る、消防機関との連携 S. ICTの活用等による関係機関同士の連携体制の構築
住民への啓発	T. 地域住民の在宅医療への理解の促進 U. 在宅看取りに対する本人・家族への理解の促進
その他	V. 診療報酬の引き上げ W. 患者の経済的負担の軽減 X. 小児の患者とその家族等への対応 Y. 独居高齢者の患者とその家族等への対応 Z. 認知症の患者とその家族等への対応